〈加入は任意〉

関東学院大学新入生の皆様へ　〈補償制度加入のお知らせ〉

関東学院学生総合補償制度

～安心したキャンパスライフを送るために～（団体総合生活保険）

申込締切：5月31日（月）
必ず締切日までにお振込みください。

メディカルアシスト
おからだの「もしも」のときに
無料でサービスをご提供!
詳細は同封のご案内を
ご参照してください

団体割引 20% 適用

自転車事故も対応

自転車運転中の歩行者に対する事故では
高額な賠償請求が増えています

2013年7月神戸地裁において 加害者側の母親に対して
9,500万円の支払判決も!

関東学院学生総合補償制度なら、
個人賠償責任金額1億円まで補償します!

示談交渉も行います。（国内のみ）

《先輩たちの声》

人間環境学部・男性
「**部活中に骨折して手術した時**も、この保険で補償され、とても助かりました。」

国際文化学部・男性
「引越の際、**借りているアパートの壁を壊してしまった時**も補償の対象になりました。」

経済学部・女性
「**父が病気で亡くなった時**でも、この保険から授業料が出たため安心して学校に通うことが出来ました。」

経済学部・男性
「**インターンシップ(※)に参加する際**、この制度に加入していたおかげで保険の手配をしなくて済みました。」
（※）インターンシップでは、企業側から傷害保険の加入を求められるケースがあります。

団体名　関東学院大学
取扱窓口　関東学院購買部

引受保険会社　東京海上日動火災保険株式会社

Kanto Gakuin University

こんなときお役に立つ制度です！

保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合については、後記「補償の概要等」をご確認ください。

A B C D E F 【共通補償】自宅生・一人暮らし学生タイプ

1 自転車で走行中、通行人にぶつかってケガをさせたとき。

示談交渉サービスあり*6

個人賠償責任保険金 A B C D E F

国内外において、日常生活で他人にケガをさせたり他人の物を壊してしまった時や、国内で他人から借りた物や預かった物（受託品）※1を国内外で壊したり盗まれてしまった時など、**法律上の損害賠償責任を負った場合**に保険金をお支払いします。

※インターンシップ中やアルバイト中も補償の対象となります。

※1　携帯電話、自転車、コンタクトレンズ、眼鏡等は受託品に含みません。

2 日常生活中にケガをして入院・通院したとき。

学生本人のケガ

入院 A B C D E F
通院 A B C D E F

学校内、通学途中はもとより、日本国内外を問わず、急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされた場合に保険金をお支払いします。

特定感染症危険補償特約

追加補償

A B C D E F

特定感染症*1を発病した場合に、後遺障害・入院・通院の各保険金をお支払いします。

＊1 特定感染症の定義については、「補償の概要等」をご確認ください。

熱中症により医師にかかったとき

サークル等の屋外活動中も補償の対象!!

A B D E

熱中症（日射または熱射による身体障害）により医師にかかった場合、保険金をお支払いします。

地震によるケガ

天災にも対応

A D

地震もしくは噴火またはこれらによる津波によるケガをされた場合に保険金をお支払いします。

3 肺炎で入院したとき。

学生本人の病気　入院 A B C D E F

学生本人が病気になり、その治療のために保険期間中に開始した入院が2日以上の（1回の入院について60日を限度とします）場合に保険金をお支払いします。

※保険期間の開始時より前に発病した病気については保険金をお支払いできません。(ただし、保険期間の開始時より２年を経過した後に保険金支払時由が生じた場合を除きます)

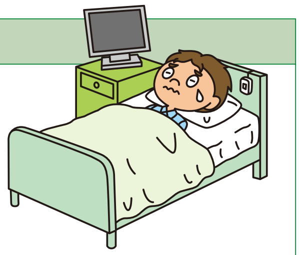

4 扶養者が事故で亡くなり、授業料等が払えなくなったとき。

育英・学資費用保険金

扶養者が急激かつ偶然な外来の事故（ケガ）によって**死亡したり、重度後遺障害を被った場合**に育英費用保険金および学資費用保険金をお支払いします。また、扶養者が疾病により死亡した場合は学資費用保険金をお支払いいたします。

● 払込取扱票の「扶養者（払込人）」欄に署名された方が「あらかじめ指定した扶養者」となります。

◆育英費用保険金（一時金）A B C D E F

育英費用保険金額を全額一度にお支払いします。

◆学資費用保険金（ケガ）A B C D E F
（病気）A B C D E F

お支払対象期間中に実際にかかる授業料等の学資費用を支払年度ごとに保険金額を限度にお支払いします。

5 旅行中に、カメラを壊してしまった。

携行品損害（国内外とも補償）A B C D E F

自宅外で携行する学生所有の家財が偶然な事故によって損害を被ったとき。

〔事故例〕海外旅行中にノート型パソコンを盗まれてしまった、課外活動中に衣類を破損してしまった。等

D E F 一人暮らし学生タイプ

6 ぼやを出し、天井や壁に損傷を与えたとき。

借家人賠償責任保険金 D E F

国内で**学生が**借用する戸室を火災や水漏れ等の偶然な事故により損壊したため、**家主に対して法律上の損害賠償責任を負った場合**に保険金をお支払いします。 ＊7 ＊8

7 空き巣が入り、家財が盗難にあったとき。

生活用動産保険金 D E F

国内で**学生の所有する家財**が盗難等の偶然な事故で**損害を受けた場合**に保険金をお支払いします。 ＊7 ＊9

よくあるQ&A 下記以外にも、ご不明な点があれば、お問い合わせ先までご照会ください。

Q 入学時は自宅通学だが、途中で一人暮らし予定。どのタイプに加入すれば良いですか？

A 卒業までの期間で自宅生タイプにご加入ください。
一人暮らしされる時からのタイプ変更が可能です。

Q 申込締切日以降に加入することは可能ですか？

A 可能です。お振込翌日からの補償開始となります。パンフレットの補償開始月の翌月以降にお手続きいただく場合は保険料が異なります。
お振込みいただく前に必ず保険料のご確認をお願いいたします。

ご加入タイプ	〔自宅生用〕(*5)			〔一人暮らし学生用〕		
	Aタイプ おすすめプラン	Bタイプ 基本プラン	Cタイプ エコノミープラン	Dタイプ おすすめプラン	Eタイプ 基本プラン	Fタイプ エコノミープラン
保険料(3年10ヶ月間一括払)	85,180円	65,550円	48,470円	93,180円	72,760円	55,790円
	1ヶ月あたり 約1,860円	1ヶ月あたり 約1,430円	1ヶ月あたり 約1,060円	1ヶ月あたり 約2,030円	1ヶ月あたり 約1,590円	1ヶ月あたり 約1,220円
保険金額 1 個人賠償責任(*1) 免責金額（自己負担額）：0円、記録情報限度額：500万円	1事故1億円限度（国内・国外とも）			1事故1億円限度（国内・国外とも）		
2 死亡・後遺障害 ケガ（学生本人の補償）	109万円	102万円	92万円	119万円	92万円	85万円
ケガの入院（日額）	3,000円	2,500円	2,000円	3,000円	2,500円	2,000円
ケガの通院（日額）	2,000円	1,500円	1,000円	2,000円	1,500円	1,000円
ケガの手術保険金(*2)	入院中の手術…入院保険金額の10倍 入院中以外……入院保険金額の5倍			入院中の手術…入院保険金額の10倍 入院中以外……入院保険金額の5倍		
特定感染症	特定感染症補償あり					
熱中症補償（熱中症による死亡・後遺障害・入院・手術・通院）	熱中症補償あり		補償されません	熱中症補償あり		補償されません
天災補償（地震・噴火・津波による死亡・後遺障害・入院・手術・通院）	天災補償あり	補償されません	補償されません	天災補償あり	補償されません	補償されません
3 病気の入院（日額）	3,000円	2,500円	2,000円	3,000円	2,500円	2,000円
4 育英費用（一時金） ケガ（学費の補償）	100万円	100万円	100万円	100万円	100万円	100万円
学資費用(*3)（扶養者がケガで死亡・重度後遺障害となった場合） ケガ	支払年度ごとに100万円限度	支払年度ごとに75万円限度	支払年度ごとに50万円限度	支払年度ごとに100万円限度	支払年度ごとに75万円限度	支払年度ごとに50万円限度
学資費用(*3)(*4)（扶養者が病気で死亡となった場合） 病気	支払年度ごとに100万円限度	支払年度ごとに75万円限度	支払年度ごとに50万円限度	支払年度ごとに100万円限度	支払年度ごとに75万円限度	支払年度ごとに50万円限度
5 携行品損害 免責金額（自己負担額）：5,000円	10万円	10万円	10万円	10万円	10万円	10万円
6 借家人賠償責任 免責金額（自己負担額）：0円	補償されません			500万円	500万円	500万円
7 生活用動産 免責金額（自己負担額）：5,000円				50万円	50万円	50万円

関東学院学生総合補償制度のスケールメリット　団体割引20%適用により保険料が割安

加入タイプ Dタイプ 4年間の補償内容で　**比較**　団体割引 0% 120,930円　**24,190円割安**　団体割引 20% 本制度で加入 **96,740円**

上記保険料は職種級別Aの方を対象としたものです。お子様（被保険者）がアルバイト等で継続的に以下の6業種のいずれかに従事される場合は、職種級別Bとなり保険料が異なります。お問い合わせ先まで必ずご連絡ください（ご加入後に該当することとなった場合も、遅滞なくご連絡いただきますようお願いいたします。）。6業種とは「自動車運転者」「建設作業者」「農林業作業者」「採鉱・採石作業者」「木・竹・草・つる製品製造作業者」「漁業作業者」をいいます。

(*1)情報機器内のデータ損壊は1事故500万円限度となります。
(*2)傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。
(*3)学資費用支払終期は2025年4月1日までです。
(*4)扶養者が疾病により死亡した場合は、保険金支払いの有無に関わらず本補償は失効となります。
(*5)一人暮らしの学生の方であっても、自宅生用タイプ（A・B・C）にご加入いただくことが可能です。
(*6)個人賠償責任については日本国内での事故（訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合等を除きます。）に限り、示談交渉は原則として東京海上日動が行います。
(*7)お子様が寮・下宿生の場合にご加入できます（自宅通学生の場合やご親族の住居に下宿している場合はご加入できません。）。
(*8)借家人賠償責任については、示談交渉は東京海上日動では行いません。
(*9)建物外に持ち出している間も補償されます。

保険期間

2021年6月1日午前0時から 2025年4月1日午後4時まで

お申込み期日

申込締切：5月31日（月）

＊右のQRコードよりお申込みください。(URL:http://www.kk-ks.co.jp/hoken/)
または、払込取扱票よりお申し込みください。

関東学院大学において支払われた事故を紹介します。(本制度の過去5年間の保険金お支払い件数:727件)

事故内容		保険金
サークル活動中、ボールが顔面に当たった。	後遺障害 ケガの通院	36万円 2万円
大学1年次、 扶養者が心筋梗塞で死亡した。	学資費用	225万円
扶養者が事故で死亡した。	学資費用 育英費用	225万円 50万円
髄膜炎を発症して入院した。	病気の入院	30万円
自転車走行中、車道と歩道の段差がない道路で歩行者と接触した。	個人賠償責任	434万円
バイク走行中、右折するバイクと接触	後遺障害 ケガの入院 ケガの手術 ケガの通院	206万円 54万円 6万円 2千円
車上荒らしにより、キャンプ道具等盗難被害に遭った。	携行品損害	10万円
(一人暮らし学生用) スプレー缶が破裂して部屋が損傷した。	借家人賠償責任	132万円

(2013年10月～2018年9月の5年間)

ご加入内容をご確認ください。

ご加入いただく前に保険商品がご希望に合致した内容となっていることを再度ご確認ください。加入依頼書の記載事項等につきましては、重要事項説明書に添付の「ご加入内容確認事項（意向確認事項）」にそってご確認いただき、記載漏れ・記載誤りがある場合は、追記・訂正をお願いいたします。

この保険は、関東学院をご契約者とし、団体の構成員等を保険の対象となる方とする団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則として関東学院が有します。

お問合わせの内容に応じて下記にご連絡ください。

加入手続き・補償内容に関する **お問合わせ先**	関東学院購買部 取扱代理店　株式会社関学サービス **045−786−7164**　月～金　10:00～17:00 （祝日を除く）
保険金請求の連絡先	東京海上日動安心110番 **0120−119−110（24時間365日受付）** ◆ ① 事故日時 ② 場所 ③ 事故状況 ④ おケガの状態や損害の内容などをご連絡ください。 保険金請求書類をお送りいたします。 ◆ 賠償事故の示談金や賠償金のお支払いは必ず事前に保険会社にご相談ください。

取扱代理店　関東学院購買部（（株）関学サービス）

横浜市金沢区六浦東1-50-1　関東学院9号館　TEL 045(786)7164

引受保険会社　東京海上日動火災保険株式会社
（担当課）横浜中央支店金融公務課

横浜市西区みなとみらい3-6-4 みなとみらいビジネススクエア6階　TEL 045(224)3519

21-TC00363　2021年4月作成